

報告事項フ

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの改訂について

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの改訂について、別紙のとおり報告します。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプランの改訂について

1 カイゼンプランの主な内容

(1) 目的 教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

(2) 目標

①時間外業務月80時間超の長時間勤務者の解消

②時間外業務25%削減（平成29年度比：平成32年度実績で達成※）

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月1人当たりの 時間外業務（勤務）時間数	▲10%	▲15%	▲25%

(3) 主な取組内容

- ①時間管理意識保持の徹底 ②業務の見直し・削減
- ③システム等の活用による業務の削減、効率化推進
- ④部活動の在り方を見直し ⑤外部人材の配置

2 主な改訂内容

カイゼンプランの目標達成に向けては、中学校・高等学校における時間外業務の主要因となっている部活動に関して、鳥取県部活動の在り方に関する方針（運動部・文化部）の徹底が重要であること、また、教職員の負担軽減を抜本的に進めるためには、部活動以外に関しても具体的な業務削減が必要なことなどから、カイゼンプランに掲げる取組項目のうち、以下の項目を平成31年度重点取組事項として設定するなど所要の改訂を行った。

- ① 業務の見直し・削減（行事・研究事業の廃止・縮小等も含む）
- ② 部活動休養日・活動時間遵守の徹底

3 周知

各県立学校長及び各市町村（学校組合）教育委員会教育長に対し、平成31年3月15日付けで通知。

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

平成30年3月

(平成31年3月改訂)

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～時間のゆとりは心のゆとり 「自ら変革」～

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

目的

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

目標

- ①時間外業務が月80時間を超える長時間勤務者の解消※
 - ②月当たりの時間外業務：平成29年度比25%削減（平成32年度実績で達成）
- <現状> 月1人当たりの時間外業務【平成29年度】
 小：54.1時間 中：66.9時間 高：26.8時間 特：13.3時間
 （小中学校は9月勤務実態調査、高等学校及び特別支援学校は年間実績）
 ※ 事務職員等については36協定により別途定める。

<スケジュール>

年度	H30	H31	H32
月1人当たりの時間外業務	10%減	15%減	25%減

学校業務カイゼン活動取組内容

1. 時間管理意識保持の徹底

2. 業務の見直し・削減

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

4. 部活動の在り方の見直し

5. 外部人材の配置

削減の目安(全校種)
7.5時間/月
(1日当たり約30分)

削減の目安(全校種)
3.5時間/月
(1日当たり約15分)

削減の目安(小・中)
1.0時間/月
(1日当たり約40分)

削減の目安(中・高)
6時間/月
(土日のうち1日)

削減の目安(小・中・高)
1時間/月

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

1. 時間管理意識保持の徹底

- ① 早期退勤に関する取組の徹底
 - ・教職員各自が月1回設定する「帰ら-Day」（定時退勤日）の取組を徹底します。
 - ・会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、取組を徹底します。
- ② 管理職員の時間管理意識の向上
 - ・教職員いきいき！トップセミナー、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修を行います。
- ③ 長時間勤務者への管理職員による面接指導の実施
 - ・時間外業務が月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面接指導を実施するとともに、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。
- ④ 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進
 - ・全校種の校長や市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について、全県的な視点で検討します。
 - ・外部講師の指導等も受けながら、教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めていきます。

2. 業務の見直し・削減

- ① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）
 - ・業務の削減に向けて、学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
 - ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。
- ② 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し
 - ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
 - ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合などの見直しを行います。
- ③ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開
 - ・学校ルールブックの作成など、県立学校の学校カイゼン推進校や小中学校におけるモデル校での取組事例の横展開を推進します。
 - ・負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、事例集を作成するなど、全県展開を行います。

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

- ① 学校業務支援システムの有効活用
 - ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入する学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。
- ② 既存データファイルの共有・活用
 - ・共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようにします。

4. 部活動の在り方の見直し

① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

：週2日（平日少なくとも1日、土日のうち少なくともいずれか1日）

高等学校：原則週1日以上（土日のうちいずれか1日）

- ・1日の活動時間は、中学校については、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度、高等学校については、原則として、長くとも平日3時間程度、休日4時間程度の活動を限度とします。
※特別支援学校の中学部、高等部についても同様とします。

② 部活動指導者研修会の開催

- ・部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

5. 外部人材の配置

① 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする非常勤職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

② 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

<参 考>

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

・「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村（学校組合）立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会、校長会との協働により策定（平成28年2月）。

・「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、運動部活動が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成30年12月）。

・「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、文化部活動が生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成31年3月）。

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン 平成31年度重点取組事項

鳥取県教育委員会では、学校業務カイゼンプランにおける取組内容として、5つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、平成31年度の重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

学校全体で取組を進めていくためには、各教職員が自らの働き方を見直そうとする意識改革が必要であり、そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、校内での取組の方向性について職員会議等で共通理解を図るとともに、全教職員が具体的な取組のアイデアを出し合いながら、また、全教職員が取組の成果を感じられるよう、小さなことでも「カイゼン」の成果をフィードバックしながら進めることが重要です。

【平成31年度 重点取組事項】

【全校種】

カイゼンプラン 取組2. 業務の見直し・削減

取組例⇒進め方

- 夏休み期間のプール指導、陸上等の早朝練習の指導等の見直し
- 運動会等の過剰な準備の見直し、種目の精選
- 形式的な研究指定校としての業務、研究発表事業等の見直し

⇒各校で行事や校務分掌を一覧化するなどして、優先順位の低いものについて、各校1つ以上の業務削減を計画・実施

⇒教育委員会が集約し他校の事例を横展開するなどPDCAサイクルを推進

【中・高】

カイゼンプラン 取組4. 部活動休養日、活動時間遵守の徹底

取組例⇒進め方

- 各校で作成した活動方針に基づく部活動の推進

中学校：毎週水曜日と日曜日を休養日に設定。

高等学校：毎週日曜日を休養日に設定。

メリハリのある練習で短時間で効率の良い活動を実施。

⇒複数顧問体制、部活動指導員の単独指導等、顧問の交代制を推進

⇒各部における年間活動計画の作成、教育委員会による是正指導

⇒休養日、活動時間の遵守状況に係る調査により取組状況を確認

平成30年度 学校業務カイゼンプランの取組に係る成果と課題について

鳥取県教育委員会事務局
教育人材開発課
平成31年3月15日

1 概要

教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進のため、平成30年3月に策定した「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に関して、平成30年度の成果及び課題等について報告する。

2 学校業務カイゼンプランの成果等について

(1) 平成30年度の時間外業務の状況

ア 時間外業務時間数（月1人当たり）の削減状況（目標：29年度比△10%）

※市町村立学校は9月分（調査対象月）、県立学校の基準値は年間（12月末暫定値）

[評価]

- 小学校・・・目標達成済
- 中学校、高等学校、特別支援学校・・・目標未達成
- 各校種とも、10%を達成するか又はそれに近い数値となっており、全体的としては一定の時間削減が図られているものと評価（特支は元々削減余地が少ないことも考慮）。

	H29		H30	H30 調査		(参考) H30 独自集計	
	基準値	(12月末時点)	目標 △10%	実績	H29比 削減率	実績	H29比 削減率
小学校	54.14H		48.70H	35.92H	△33.7%	48.58H	△10.3%
中学校	66.92H		60.20H	46.07H	△31.2%	61.00H	△8.8%
義務教育学校				42.08H		53.01H	
高等学校	26.83H	(29.02H)	(26.12H)	(26.42H)	(△9.0%)		
特別支援学校	13.28H	(14.29H)	(12.86H)	(13.36H)	(△6.5%)		

[市町村立学校]

○市町村教育委員会を通じた調査結果（9月分）では、29年度比30%以上の削減率。

小学校：54.14時間 ⇒ 35.92時間（△33.7%）

中学校：66.92時間 ⇒ 46.07時間（△31.2%）

（主な理由）H29.12からの勤怠管理システム導入により、県立学校教員に合わせる形で時間外業務時間数の把握方法を変更したため。

（H29：①入退庁時刻からの差引⇒H30：②時間外業務として入力した時間）

○上記調査結果の分析のため、29年度調査方法に近い方法で、別途勤怠管理システムから独自集計（日々の個人データの①、②を比較し多い方を集計）したところ、以下のとおりの結果。

小学校：48.58時間（△10.3%）

中学校：61.00時間（△8.8%）

[県立学校]

○12月末時点の暫定値（前年同月比）

高等学校：29.02時間 ⇒ 26.42時間（△9.0%）

特別支援学校：14.29時間 ⇒ 13.36時間（△6.5%）

イ 時間外業務月 80 時間超過者の状況

※市町村立学校は 9 月分（校長除く）、県立学校は 4～12 月の平均（管理職員除く）

[評価]

○29 年度との比較では減少傾向にあるものの、特に部活動業務の割合の高い中・高においては、目標とする完全解消にはほど遠い状況であり、抜本的な対策が必要。

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
H29	221 人	407 人		84.7 人	0.8 人
	9.4%	30.0%		7.2%	0.1%
H30	99 人	175 人	4 人	64.9 人	1.1 人
	4.3%	13.3%	5.0%	5.5%	0.2%
H29 比	△122 人	△232 人		△19.8 人	0.3 人
	△5.1%	△16.7%		△1.7%	0.1%

※H29 比欄の割合は、各年度の対象教職員に対する割合を比較したもの

[市町村立学校]

○市町村教育委員会を通じた調査結果（9 月分：前年同月比較）

小学校：9.4%(221 人) ⇒ 4.3%(99 人) ※△ 5.1%

中学校：30.0%(407 人) ⇒ 13.3%(175 人) ※△16.7%

[県立学校]

○4～12 月平均（暫定値：前年同月比較）

高等学校：7.2%(84.7 人) ⇒ 5.5%(64.9 人) ※△ 1.7%

特別支援学校：0.1%(0.8 人) ⇒ 0.2%(1.1 人) ※+ 0.1%

[参考 1] 時間外業務 80 時間超過者が最も多い月の状況

○30 年度の最も多い月においては、小 145 人(6.3%)、中 256 人(19.4%)、義 9 人(11.3%)、高 135 人(11.5%)、特 4 人(0.6%)となっており、特に、中学校においては、部活動の大会練習等が盛んとなる 5 月において、2 割近い教職員が月 80 時間を超えた時間外業務を行っている。

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
人数	145 人	256 人	9 人	135 人	4 人
割合	6.3%	19.4%	11.3%	11.5%	0.6%
月	6 月	5 月	4 月	5 月	4 月

※市町村立学校は 4～9 月、県立学校は 4～12 月まで

[参考 2] 【平成 30 年度時間外業務内容の内訳（教員）】

	担任業務	分掌業務	教材研究	教科業務	部活動	その他
小学校	49%	26%	13%	1%	0%	11%
中学校	13%	26%	10%	7%	38%	6%
義務教育学校	24%	42%	10%	5%	14%	5%
高等学校	4%	11%	7%	10%	64%	4%
特別支援学校	27%	33%	23%	8%	0%	9%

※ 市町村立学校は 9 月分、県立学校は 4～12 月分

○教員の時間外業務の業務内容の内訳については、小学校では担任業務、中学校・高等学校では部活動が最も多い。分析のため、月 80 時間超の者についてのみ勤怠管理システムにより集計したところ、全体の状況と大きな差異はないが、小学校と高校では、それぞれの主要因である担任業務と部活動関係業務の割合が若干高い傾向にある。

- ・小学校（担任業務） 教員平均：49% ⇒ 80 時間超教員平均：58%（※9月）
- ・高等学校（部活動関係業務） 教員平均：64% ⇒ 80 時間超教員平均：73%（※4～12月）

[取組・対策等]

○各校における現在の主な対応等については以下のとおりであり、(2)に掲げるカイゼンプランの取組と併せて、長時間勤務者の解消を進めている。なお、各市町村立学校においても、長時間勤務者解消のための取組が行われていることを各市町村教育委員会を通じて確認済。

- ・校長面談を通じて、健康状態の確認も含めて具体的な対応策を検討
- ・部活動の複数顧問対応、休養日の取組徹底
- ・校務分掌の見直しによる業務量の平準化、チームでの協同作業の推進

○今後は、平成 32 年度の勤務時間の上限規制ガイドラインの施行（原則月 45 時間等）を見据えて、国の動向も踏まえながら、部活動の在り方を含めた教員の働き方自体の見直しが必要。

(2) 取組の成果、課題及び今後の対応等

	主な取組内容	成果、課題、今後の対応等
1 意識 改革	①勤務時間管理意識の向上(カイゼンプランによる削減目標導入)	<p>【成 果】</p> <p>○平成 30 年度からのカイゼンプランの削減目標導入による意識向上。</p> <p>○勤怠管理システムの導入（時間外業務実績を自己申告により入力）により市町村立学校教員の時間管理意識が向上。</p> <p>○教員への時間外業務の事前申請制度を導入する学校もあるなど、勤怠管理の徹底が進んでいる。</p>
	②時間外業務月 80 時間超勤務者へ個別対応の取組	○長時間勤務者について 29 年度から各市町村教委への対応状況を確認。30 年度以降は毎月分調査し、市町村立学校においても、各校で現状把握や一定の取組が行われていることを確認。県立学校においては、30 年度から各校で個人ごとに対応策を検討し、県教委へ報告するなど、取組を推進。
	③学校閉庁日の導入	○市町村立学校においては 8 割以上の学校で夏季休業中の学校閉庁日が導入されており、メリハリのある働き方を推進（県立では 32 校中 4 校）。
	④市町村立学校における業務カイゼン（教員業務アシスタント配置校をモデル校に指定）	○教員業務アシスタント配置校を業務改善のモデル校に指定することなどにより、配置校 13 校の 54%の教員が、今年度の取組等を通じた勤務時間や時間外業務に対する意識が高まった」とアンケート回答（10月）しているものの、「変わらない」と回答した教員も 46%おり、カイゼンプラン策定初年度における結果としては不十分。
	⑤業務カイゼンに関する研修の開催	<p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●勤務時間管理に対する意識の高揚は進んでいるものの、時間外業務の入力漏れの解消等、適切な勤怠管理と勤務時間を意識させる服務監督は依然として課題であり、引き続き校長会等で徹底を図る。</p> <p>●長時間勤務者は減少しているものの、月 80 時間を超える者が、最も多い 5 月において、中学校では 256 名（教職員の 19.4%）、高等学校では 135 名（教職員の 11.5%）。</p>

		<p>⇒面接指導等を継続するとともに、上限規制ガイドラインの導入に向けた抜本的な対応について、主要因である部活動を含めた教員業務の在り方を検討していく必要。</p>
2 業務削減	<p>①各校におけるカイゼン活動の取組進展(会議、行事見直し、フォルダ整理等)</p> <p>②県教委から学校への調査・照会等の削減・簡素化等の見直し</p> <p>③優良事例の収集・全県展開</p>	<p>【成果】</p> <p>○市町村立学校においては平成29年度取組事例(アクションプラン取組報告)の結果について5月にとりまとめし配布することで優良事例を横展開。県立学校においては29年度分を7月、30年度上半期分を11月に取組集約し、優良事例を横展開。</p> <p>○アシスタント配置校13校の43%の教員が「業務改善の取組は進んでいると感じる」とアンケート回答しているが、「感じない」と回答した教員も28%おり、取組の実感としては、一部の職員のみに残っている状況。</p> <p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●運動会等行事の簡素化等は各校でも行われているが、抜本的な業務削減が今後の課題。</p> <p>⇒31年度からは業務削減を重点事項として推進するため、カイゼンプランに「重点取組事項」として定めた上で、取組報告様式に「業務削減」欄を設けるなどの見直し予定。</p> <p>●他県の優良取組事例等も可能な限り収集し、県内への横展開を図るとともに、校内に業務カイゼンWGを設け、課題の洗い出しや改善策の提案する場を設けるなど、取組推進に向けた仕組みを確立していく。</p> <p>⇒外部講師からは、「小さなことでも良いので、取組の成果を職員にフィードバックする」ようアドバイスあり。</p> <p>●県教育委員会からの調査照会に係る29年度見直しでは、小学校67件のまま増減なし、中学校73→71件に減、高等学校219件→183件に減、特別支援学校114件→94件に減(県教委実施主体分)となっており、小中学校での削減が不十分。</p> <p>⇒31年度前半に改めて県教委事務局内で整理統合の取組を進める。</p>
3 システム活用	<p>①全市町村立学校への学校業務支援システムの導入による事務負担軽減</p>	<p>【成果】</p> <p>○H30.4に統合型学校業務支援システムを全市町村立学校において一斉導入。</p> <p>・全市町村の共同調達による一斉導入(都道府県単位での一斉導入は全国初)</p> <p>○児童生徒の基本情報の共通化や、通知表・指導要録等の電子化により、学期末成績処理における教員事務業務の効率化による大幅な時間削減。</p> <p>○文書のやりとりの効率化。</p> <p>○掲示板や予定表の活用による打ち合わせや職員会議等会議の回数・時間の削減。</p> <p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●導入初年度でもあり、学校間でシステム機能の活用状況に格差あり。</p> <p>⇒活用事例の横展開を図るため、効果的な実践実例を収集する。</p> <p>また、導入効果を具体的に検証を行う。</p> <p>(鳥取県自治体ICT共同化推進協議会学校業務支援システム部会)</p>

4 部 活 動	<p>①部活動休養日、活動時間厳守の徹底、部活動指導者研修会の開催</p>	<p>【成 果】</p> <p>○H30.3 に各市町村教育委員会、県立学校へ部活動休養日の徹底について通知。 →部活動実態のある県立高等学校における職員への周知⇒100%</p> <p>○中学校の H30 部活動指導員配置校については H30 の配置校訪問で休養日等の設定状況を確認。 →運動部活動の国ガイドラインに基づく適切な休養日等の設定 ⇒100%</p> <p>○H30.12 に「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、休養日、活動時間の基準等を示すことにより、適切な運営のための体制整備を推進 (H31.4 に運用開始)。 ※文化部についても同様に策定済 (H31.3)。</p> <p>○昨年度に続き、9月に「部活動指導者研修会」を開催し、効果的・効率的な指導方法の講演等を実施。</p> <p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」の遵守の徹底を図る。</p> <p><県立学校> …4月中旬に「学校に係る運動部活動の方針」及び各部の年間活動計画の提出を求め、担当課で内容を確認。</p> <p><市町教育委員会> …4月中旬に「設置する学校に係る運動部活動の方針」の提出を求め、担当課で内容を確認。</p> <p><中学校> …5月中旬に「学校の運動部活動に係る活動方針」等の作成状況を確認する。</p> <p>・国の調査(時期未定)時期に合わせて、県としても部活動休養日等の遵守状況等についてのアンケート調査を行う。</p> <p>●文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の運動部活動の運営方法等について、各市町、学校関係者、各競技団体等の意見を聞きながら検討する。 ※文化部については平成31年3月に県の方針を策定したところであり、上記の運動部活動に準じた流れを想定。</p>
5 外 部 人 材	<p>①教員業務アシスタントの配置(全県13名)による事務負担軽減</p>	<p>《教員業務アシスタント》</p> <p>【成 果】</p> <p>○H30 から教員業務アシスタントを小学校7校、中学校3校、高等学校3校に新規配置し、市町村教育委員会へは、<u>配置校を業務改善のモデル校とすることを配置要件とするなど、教員の事務負担軽減、意識改革、カイゼン活動を推進。</u></p> <p>○<u>アシスタント配置校13校28%の教員が「アシスタントの配置も含めた業務カイゼンの取組を通じて時間外業務が減った」とアンケート回答しているが、全体に成果が及んでいるとまでは言い難い。</u></p> <p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●配置拡大に向けた効果検証手法等の再検討(定量的な分析が可能なアンケート調査内容等について見直し)が必要。</p>

<p>②単独での指導、引率が可能な部活動指導員等の配置(全県39名)による部活動の負担軽減</p>	<p>●活用が不十分な学校もあったため、より具体的な活用方法(業務内容)を配置校へ提示するなど、活用方法の改善を図る。</p> <p>●31年度は全市町村へ配置する予定であり、小規模校への配置に伴う小中学校の兼務配置などの対応を行うとともに、国予算措置状況等から配置校数も限定的であることから、将来的な地教委配置等のセンター化など、配置効率の向上に向けた検討が必要。</p> <p>※H31当初予算で小学校13校、中学校6校(各市町村1校)、高等学校4校へ配置拡大予定。</p> <p>《部活動指導員》</p> <p>【成果】</p> <p>○H30は部活動指導員を中学校3市町教委11校27名、高等学校11校12名に配置拡大(H29高校3校3名)。</p> <p>○部活動指導員配置部顧問の時間外業務は全体的に減少(県立学校では12月時点で対前年比28%削減)。</p> <p>【課題及び今後の対応】</p> <p>●休業日における活動をはじめとして、部活動指導員に単独指導を任せられていない。引き続き、配置校訪問等を通じて単独指導をしていただくよう学校を指導する。</p> <p>※H31は、中学校10市町教委38校69名、高等学校15校19名に配置拡大予定(H31.2末現在)。</p>
---	--

3 来年度以降に向けた見直し

(1) カイゼンプランの数値目標等について

今回30年度調査結果を受け、カイゼンプランに掲げる数値目標等について、平成31年度以降の対応を検討する必要がある。

《対応》

ア 時間外業務の捉え方

2(1)のとおり、「①入退庁時刻からの差引」と「②時間外業務として入力した時間」と2パターン考えられるが、現行の②方式を継続する。

イ カイゼンプランの目標設定

○時間外業務が月80時間を超える教職員の解消と、平成32年度までに29年度比で25%減(H30: $\Delta 10\%$ \Rightarrow H31: $\Delta 15\%$ \Rightarrow H32: $\Delta 25\%$)とする目標設定は継続。

○市町村立学校については、勤務時間の把握方法の変更に伴い、29年度実績を基準値としていることについて見直しが必要。ついては、小中学校の30年度実績が概ね29年度比 $\Delta 10\%$ 減に近い状況であることも踏まえて、31年度以降については、基準値を30年度実績へ変更する。

市町村立学校においては、勤怠管理システム導入に伴い基準値を30年度実績ベースに変更						
	29年度		30年度		31年度	32年度
現行	基準値		$\Delta 10\%$		$\Delta 15\%$	$\Delta 25\%$
見直し後		➡	基準値(実績)	➡	$\Delta 5.6\%$	$\Delta 16.7\%$
小学校	54.14H		35.92H		33.91H	29.92H
中学校	66.92H		46.07H		43.49H	38.38H
義務教育学校			42.08H		39.72H	35.05H

○平成32年度施行予定の上限規制ガイドライン導入に向けて、平成31年度中に見直しを行う。

(2) 来年度に向けた重点取組事項

○鳥取県部活動の在り方に関する方針（運動部・文化部）の策定を踏まえ、また、教職員の負担軽減を抜本的に進めるためには具体的な業務削減が求められていることなどから、カイゼンプランに掲げる取組項目のうち、以下の項目を平成31年度重点取組事項として設定する。

① 業務の見直し・削減（行事・研究事業の廃止・縮小等も含む）

【取組例・進め方】

○夏休み期間のプール指導、陸上等の早朝練習の指導等の見直し

○運動会等の過剰な準備の見直し、種目の精選

○形式的な研究指定校としての業務、研究発表事業等の見直し

⇒各校で行事や校務分掌を一覧化するなどして、優先順位の低いものについて、

各校1つ以上の業務削減を計画・実施

⇒教育委員会が他校事例等を集約し横展開するなどPDCAサイクルを推進

② 部活動休養日・活動時間遵守の徹底

⇒複数顧問体制、部活動指導員の単独指導等、顧問の交代制を徹底

⇒各部活動における年間活動計画の作成、教育委員会による是正指導

⇒教育委員会による休養日、活動時間の遵守状況の調査実施

⇒カイゼンプランに「平成31年度重点取組事項」として追加するとともに、保護者・地域住民等の理解を得るため、昨年度に引き続きチラシを作成し、配布する。

(3) 勤務時間の上限規制ガイドラインについて

○文部科学省が学校における働き方改革に関する総合的な施策について平成29年6月に中央教育審議会へ諮問し、教職員の勤務の在り方及び負担軽減のための具体的な施策を含め、様々な検討・提言が行われてきた。

○このたび、平成31年1月に教員の時間外勤務の上限を月45時間等とするガイドラインが策定され、平成32年度から施行されることとなったため、平成31年度中にカイゼンプランの見直しを含めた対応を検討する必要。

<ガイドラインの概要>

○勤務時間上限の目安時間

ア 月 限 度 時間外業務 45 時間（校外勤務、週休日等も含む）

イ 年間限度 同 360 時間

○目安時間の特例

ア 特別な事情で勤務をせざるを得ない場合は年720時間、かつ1か月の時間外業務が45時間を超える月は年間6月までとする

イ 1月の時間外勤務は100時間以内とし、連続する複数月（2～6か月）の平均が80時間を超えないこと

(スケジュール)

平成31年1月25日 中央教育審議会答申及び上限規制ガイドライン策定

平成31年2月14日 県教委から各地教委・県立学校へ通知

平成30年度末以降 各自治体での方針案検討・規定整備（カイゼンプラン改訂、勤務時間規則・学校管理規則等改正、一年単位の変形労働時間制の必要性の検討等）

平成32年4月 勤務時間上限規定等の施行

(平成33年4月 一年単位の変形労働時間制実施する場合)